

法人規則第 27 号

国立大学法人筑波大学安全保障輸出管理規則を次のように定める。

平成 27 年 4 月 23 日

国立大学法人筑波大学長 永田恭介

国立大学法人筑波大学安全保障輸出管理規則

国立大学法人筑波大学法人安全保障輸出管理規則（平成 22 年法人規則第 44 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この法人規則は、国立大学法人筑波大学（以下「本学」という。）の安全保障輸出管理（以下「輸出管理」という。）の基本方針を定め、適切な輸出管理体制を構築整備することにより、輸出管理の確実な実施を図り、もって国際的な平和及び安全を維持し、我が国の教育研究機関として国際的な安全保障に貢献することを目的とする。

2 この法人規則に定めるもののほか、本学における輸出管理については、外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）その他関係法令等（以下「外為法等」という。）の定めるところによる。

（適用範囲）

第 2 条 この法人規則は、本学の教員及び職員（以下「教員等」という。）並びに学群学生、大学院生及び研究生等（以下「学生等」という。）が本学における活動として行う、次条第 3 号及び第 4 号に規定するすべての技術の提供及び貨物の輸出に関する業務に適用する。

（定義）

第 3 条 この法人規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「居住者」とは、外国為替及び外国貿易法第 6 条第 1 項第 5 号に規定する者をいう。
- (2) 「非居住者」とは、同法第 6 条第 1 項第 6 号に規定する者をいう。
- (3) 「技術の提供」とは、外国における技術の提供、これを目的として行う特定記録媒体等の輸出若しくは電気通信による情報の送信又は非居住者への技術の提供（非居住者へ再提供されることが明らかな居住者への技術の提供を含む。）をいう。
- (4) 「貨物の輸出」とは、外国向けに貨物を送付すること（貨物の国内における送付で、外国へ送付されることが明らかなものを含む。）又は外国に向けて貨物を携行することをいう。
- (5) 「取引」とは、技術の提供又は貨物の輸出をいう。
- (6) 「部局」とは、国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則第 38 条及び第 39 条に定める研究科、第 44 条に定める学群、第 46 条に定めるグローバル教育院、第 47 条に定める系、第 48 条に定める国際統合睡眠医科学研究機構、第 50 条に定める全国共同教育研究施設、第 54 条に定める学内共同教育研究施設のうち研究を行うもの及び

第62条に定める附属病院、第66条に定める附属学校教育局をいう。

- (7) 「リスト規制技術」とは、外国為替令（昭和55年政令第260号）別表の1から15までに掲げる技術をいう。
- (8) 「リスト規制貨物」とは、輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号）（以下「輸出令」という。）別表第1の1から15までに掲げる貨物をいう。
- (9) 「該非判定」とは、提供しようとする技術又は輸出しようとする貨物が、リスト規制技術又はリスト規制貨物（以下「リスト規制技術等」という。）に該当するか否かを判定することをいう。
- (10) 「大量破壊兵器等」とは、核兵器、軍用の化学製剤若しくは細菌製剤、これらを散布するための装置又はこれらを運搬することのできるロケット若しくは無人航空機をいう。
- (11) 「通常兵器」とは、輸出令別表第1の1に掲げる貨物（大量破壊兵器等に該当するものを除く。）をいう。
- (12) 「開発等」とは、開発、製造、使用又は貯蔵をいう。
- (13) 「取引審査」とは、該非判定のほか、取引の相手先又は相手先における用途の内容を踏まえ、本学として当該取引を行うかどうかを判断することをいう。

（安全保障輸出管理に関する業務を行う特別な組織）

第4条 法人に輸出管理に関する業務を一体的に行うため、国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則（平成16年法人規則第1号）第35条第1項に規定する特別な組織を置く。

2 前項の特別な組織に関し必要な事項は、利益相反・輸出管理マネジメント室規程（平成26年法人規定第47号）で定める。

（基本方針）

第5条 本学における輸出管理の基本方針は、次に掲げる各号のとおりとする。

- (1) 国際的な平和及び安全の維持を妨げることのないよう、取引について外為法等及びこの法人規則を遵守する。
- (2) 適切な輸出管理を実施するため、輸出管理体制の整備及び充実を図る。

（輸出管理最高責任者）

第6条 本学に、輸出管理に係る業務に関し、輸出管理最高責任者（以下「最高責任者」という。）を置き、学長をもって充てる。

（輸出管理統括責任者）

第7条 本学に、最高責任者の命を受け、輸出管理業務を統括させるため、輸出管理統括責任者（以下「統括責任者」という。）を置き、研究を担当する副学長をもって充てる。

2 統括責任者は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 輸出管理の基本方針及び基本施策の企画・立案
- (2) この法人規則の制定及び改廃の立案に関すること。

- (3) この法人規則に基づく運用、手続等の策定及び改廃に関すること。
- (4) 該非判定及び取引審査の承認に関すること。
- (5) 本学全体への徹底事項の指示、連絡、要請等に関すること。
- (6) 輸出管理業務の監査に関すること。
- (7) 輸出管理の研修及び教育に関すること。
- (8) 本学の関係部局等の長に対する輸出管理業務に係る報告等の要求、調査の実施及び改善措置等の命令に関すること。
- (9) 経済産業省への輸出管理業務に係る相談及び許可申請に関すること。

(輸出管理責任者)

第8条 輸出管理業務の適切な実施のため、統括責任者の下に輸出管理責任者を置き、利益相反・輸出管理マネジメント室長をもって充てる。

2 輸出管理責任者は、輸出管理に関する次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 該非判定及び取引審査（第二次審査）に関する業務
- (2) 統括責任者への報告等に関する業務
- (3) 輸出管理手続業務の推進に関する業務
- (4) 輸出管理の研修及び教育に関する業務
- (5) 輸出管理手続業務に係る本学の教員等からの相談に関する業務

(部局輸出管理担当者)

第9条 部局に当該部局における輸出管理に関する事務を処理させるため、部局輸出管理担当者を置く。ただし、部局の事情によって固有の輸出管理担当者を置くことが困難な場合は、複数の部局が合同でこれを置くことができる。

2 部局輸出管理担当者は、前項本文の規程に定める場合にあっては当該部局のエリア支援室職員等をもって、前項ただし書の規程に定める場合にあっては当該複数の部局長が指名する当該複数の部局の事務職員をもって充てる。

3 部局輸出管理担当者は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 教員等が行う輸出管理に関する支援
- (2) 利益相反・輸出管理マネジメント室（以下「マネジメント室」という。）との連絡調整
- (3) 部局輸出管理に係るその他の業務

(教員等及び学生等の義務)

第10条 取引を行おうとする教員等及び学生等は、当該取引がリスト規制技術等に該当するかどうかなど、外為法等による規制への該当の有無を確認し、懸念のある場合は、所定の手続を行わなければならない。

(該非判定及び取引審査)

第11条 取引を行おうとする教員等は、当該取引がリスト規制技術等に該当すると認められるとき又はリスト規制技術等に該当しない場合であっても、その需要者及び用途からみて、大量

破壊兵器等の若しくは通常兵器の開発等に用いられるおそれがあるとき、若しくはこれらのおそれがあるものとして経済産業大臣から許可申請すべき旨の通知を受けた取引を行おうとするときは、別に定めるところにより、所定の様式を輸出管理責任者へ提出し、最終的には統括責任者の承認を得なければならない。

- 2 輸出管理責任者は、教員等から前項に規定する所定の様式を受領したときは、速やかに自らの該非判定及び取引審査に係る審査結果（第二次審査）を添えて、統括責任者に提出し、その承認を求めなければならない。
- 3 教員等は、取引審査により承認が得られた取引において、提供しようとする技術若しくは輸出しようとする貨物の仕様に変更が生じた場合、提供しようとする技術若しくは輸出しようとする貨物に追加が生じた場合、又は、その他重要な変更がある場合は、改めて第1項に規定する統括責任者の承認を得なければならない。ただし、軽微な変更はこの限りではない。

（外為法等に基づく許可の申請等）

第12条 統括責任者は、前条第2項の規定に基づく承認が行われた場合は、外為法等に基づく経済産業大臣の許可が必要な取引について、学長名により所定の申請書及び添付書類を作成し、経済産業大臣に対して許可申請を行うものとする。

- 2 教員等は、前項の許可申請に関する書類の作成に協力しなければならない。
- 3 教員等は、外為法等に基づく経済産業大臣の許可が必要な取引については、経済産業大臣の許可を取得しない限り当該取引を行ってはならない。

（技術の提供管理）

第13条 技術の提供を行おうとする教員等は、第10条に規定する該非判定及び取引審査の手続が終了したこと並びに技術の内容に変更がないことを確認しなければならない。この場合において、外為法等に基づく経済産業大臣の許可が必要な技術の提供を行うときは、当該許可を得ていることを併せて確認しなければならない。

- 2 教員等は、前項の確認ができない場合には、当該技術の提供を行ってはならない。

（貨物の輸出管理）

第14条 貨物の輸出を行おうとする教員等は、第10条に規定する該非判定及び取引審査の手続が終了したこと並びに当該輸出に係る貨物が当該輸出の手続に係る書類の記載内容と同一のものであることを確認しなければならない。この場合において、外為法等に基づく経済産業大臣の許可が必要な貨物の輸出を行うときは、当該許可を得ていることを併せて確認しなければならない。

- 2 教員等は、前項の確認ができない場合には、当該貨物の輸出を行ってはならない。
- 3 教員等は、貨物の輸出を行う場合において通関時に事故が発生したときは、ただちに当該輸出手続を取りやめ、輸出管理責任者にその旨を報告しなければならない。
- 4 輸出管理責任者は、前項の報告があった場合は、事実関係を把握し、統括責任者と協議の上、適切な措置を講じるものとする。

(監査)

第15条 統括責任者は、本学における輸出管理が外為法等及びこの法人規則に基づく定めに基づき適正に実施されていることを確認するため、輸出管理業務の監査を定期的に行うものとする。

(研修及び教育)

第16条 統括責任者及び輸出管理責任者は、教員等及び学生等に対し、外為法等及びこの法人規則の遵守について理解させるとともに、その確実な実施を図るため、輸出管理の研修及び教育を計画的に行うものとする。

(文書管理及び記録媒体の保存)

第17条 輸出管理の手續に必要な書類は、事実に基づき正確に記載しなければならない。
2 輸出管理に係る文書及びその電磁的記録は、技術が提供された日又は貨物が輸出された日から起算して、少なくとも7年間保存するものとする。

(報告)

第18条 教員等及び学生等は、外為法等又はこの法人規則に対する違反、若しくはその疑い又は違反するおそれがあることを知ったときは、速やかに統括責任者にその旨を報告しなければならない。
2 統括責任者は、前項の報告があったときは、当該報告の内容を調査し、外為法等又はこの法人規則への違反が判明したときは、速やかに最高責任者にその旨を報告しなければならない。
3 最高責任者は、前項の報告があったときは、関係部局に対応措置を指示するとともに、遅滞なく関係行政機関に報告するものとする。

(事務)

第19条 輸出管理に関する事務は、関係部課の協力を得て、マネジメント室が行う。

(雑則)

第20条 この法人規則に定めるもののほか、輸出管理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この法人規則は、平成27年5月1日から施行する。
- 2 国立大学法人筑波大学安全保障輸出管理規程（平成22年法人規程第43号）は廃止する。